

令和6年度第1回 国土交通省航空局 入札監視委員会 審議概要		
開催日及び場所	令和6年7月18日（木） オンライン形式による開催	
委員	委員長：橋爪 宏達（大学改革支援・学位授与機構研究開発部 教授） 委員：江川 淳（日本橋江川法律事務所 代表弁護士） 委員：平田 輝満（茨城大学大学院理工学研究科 教授）	
審議対象期間	令和5年10月1日～令和6年3月31日	
建設コンサルタント業務等	1 件	
物品の製造	1 件	
役務の提供等	1 件	
地方官署 工事・一般競争	0 件	
合計	3 件	
委員からの意見・ 質問、それに対する 回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見 の具申又は勧告の 内容	なし	

(別紙) 委員からの意見、質問、それに対する回答等	
意 見 ・ 質 問	回 答
【建設コンサルタント業務等】 一般競争 「空港建築施設脱炭素化に関する検討調査」 ○一者応札になった理由について分析していますか。 ○余裕を持って公告するなどの工夫の余地があったのかを検証して頂きたい。 ○今回、ジョイントベンチャーとしての参加を認めたのは何故ですか。 ○形式的には複数社で応札して頂きたいので、ジョイントベンチャーではなく、個々の事業者が別々に参加することで、競争性を高めることができたのではないですか。	○入札条件を満たす事業者は、複数者存在しているところですが、経験を有する者を含む業務体制等について、工期が5ヶ月弱であったことから、確保できなかったことが一つの要因ではないかと考えております。 ○承知しました。検証いたします。 ○今回、建設コンサルタントと脱炭素分野の専門的知識がある業者がジョイントベンチャーを組んで参加してきたところですが、単体でもジョイントベンチャーでもどちらでも受注可能なように間口を広げました。 ○ジョイントベンチャーとして参加できる範囲については、省内で定められておりますが、専門的な分野としてジョイントベンチャーの参加を認めたことにより、単体だけでなくジョイントベンチャーにも間口を広げたものです。従って、ジョイントベンチャーを入札に参加することで競争性が阻害されたのではなく、他のコンサル事業者が別のジョイントベンチャーを組んで複数のジョイントベンチャーとして争うケースも想定されていまして、しかしながら、結果として一者応札となってしまったのも事実ですから、今後は複数者に応札して頂くよう工夫して参りたいと考えています。

【物品の製造】

一般競争

「DVOR/DME－23型D－VOR/DME装置2式の製造」

○全国のVOR/DME装置を製造しているのは受注者のみなのですか。

○説明会などで、受注者以外の事業者から受注参加の意向を聞くことはありましたか。

○VORを含むと一連の装置の製造は受注者しかできないのですか。

○受注者の競争相手になる企業は他にもあるのですか。

○技術的に製造できる事業者が存在する中で、入札参加してこないのは、会社として事業化するのには現実的ではないということですか。

○今まで製造・商品化していない事業者が新規参入するとなると、無線認証などの手続きが必要となりますし、時間や労力を掛けることが現実的なのかという面もあります。認証手続きを考えると入札までの期間が難しいこと、今後収束していく製品への新規参入の機運が高まら

○VORとDMEは別に調達しており、過去の実績としてVORは受注者が、DMEは受注者以外の事業者が製造しております。

○受注者以外の事業者に対しヒアリングしていますが、VORの製造実績がなく、製造体制を確立できないことが入札参加を見送った理由と聞いています。

○受注者以外の事業者でも製造できる能力はありますが、会社の判断として事業化に踏み切るかどうかの判断だと思います。

○このような無線施設を製造している事業者はVOR、DMEに限らず他に何社かは存在します。それら事業者は航空局のVORとDMEの製造実績はないものの、他の装置で航空局向けに製造した実績はありますので、製造はできると思います。

○新しい装置を設計するとコストが必要となりますし、VORとDMEは、昔から使われている装置ですが、最近はGPSなども利用されるようになり、特にVORに関しては縮退する方向にあります。そのような背景から、事業者の新規参入は難しいと感じております。

ないことの２点を鑑みて今後の１者応札への対策の検討を頂ければと思います。	
【役務の提供等】 一般競争 「航空安全推進ネットワーク更改に係る調達及び据付調整」 ○今回入札の前に説明会などは開催されましたか。 ○ヒアリングなどもしていないのですか。 ○事前説明会を開催することによって入札参加者が増えると考えるのは何故ですか。 ○特殊な装置でないことは理解しますが、前回の調達では複数者の応札があったのですか。 ○先ほど、今回の一者応札の分析で資材不足などの要因を説明頂きましたが、前回も一者応札であることから資材不足が原因であったとの分析は正しくないと思います。特殊な装置でもないのに関わらず、かつ、航空局以外では複数者が応札しているのに、航空局の入札だけ一者応札が続いているのであれば、もう少し深掘りをして要因を把握する必要があるのではないで	○今回は特殊な機器の調達ではないため、事前説明会は実施しておりません。一方で、電子調達システムから入札関係資料をダウンロードした社は全部で１５社おりました。 ○一者応札になったことで、応札しなかった事業者にヒアリングを実施しました。参加を見送った理由は、今般の様々な資材不足や人件費、材料費の高騰もあり、施工体制の確保が難しかったとの回答が多くありました。今後、我々としましては事前説明会の実施についても検討しなければならないと考えております。 ○事前説明会を開催していない状況で１５社が関係資料をダウンロードしたことを鑑みても、少なくとも興味、関心を示して頂いているとのことなので、事前説明会をすることにより、何社かは応札して頂けた可能性はあると感じております。 ○前回は一者応札でした。 ○技術的に特殊なものではないということは確かなのですが、全国の官署に導入するもので、北海道から沖縄までが納入範囲ということになります。そうしますと、納入までの期間が長くなりますので、実際に入札をすると会社にとって多くのリソースをシステム更新に割かなければならない必要性が生じますことから、納入地域の規模という面からも難しい点があ

すか。 ○全国での調達に対応するため何か考え方はあるのですか。 ○今回の事案について、そもそも総合評価落札方式で行う必要があったのですか。 ○一定の金額を超える情報機器の入札について総合評価落札方式で行うルールがあることは承知していますが、制定された時代と背景が変わっているにもかかわらず、制度だけが変わらず残っているのが今の総合評価方式のルールだと思います。引き続き総合評価方式で調達する必要があるのでしょうか。 ○総合評価落札方式をやめるには、ルール全体を見直さなければなりませんが、これは航空局だけの判断でできるわけではありません。従って、現代においては誰も求めている総合評価落札方式をやめるよう是非働きかけてほしいと思います。	と考えております。 ○全国に跨がるものの最終的には、安全情報として、航空局、大臣官房、総理官邸等にも確実に共有する必要がありますので、それぞれ地域を切り離して発注するというのは難しいのではないかと考えております。 ○政府調達に関するルールによって総合評価落札方式で行ったものです。 ○ご意見につきまして、航空局だけの独自の判断で見直しができるものでもありませんので、大臣官房会計課を通じて意見等を伝えたいと思います。
【抽出案件以外】 「一者応札対応の状況報告」 ○試行的に公募随契を行うことに異論はありませんが、公募随契にすることでコスト縮減を図ることが「できる」ということではなく、航空局として積極的にコスト縮減に「努める」ようお願いします。 ○ご説明あった3事案について、試行的に公募随契として扱うことを了承し、この委員会の結論にしたいと思います。	○承知しました、そのように努めて参ります。